

弁護士・行政書士・税理士による



相続・相続対策の 無料個別相談会

認知症
対策相談

遺言
相談

相続税
相談

相続放棄など
その他の相談

個別相談会
開催日時

7/23(火)~7/29(月)

① 9:30~11:00 ② 11:00~12:30 ③ 13:30~15:00
④ 15:00~16:30 ⑤ 16:30~18:00

会場

野並駅前法律事務所

住所：名古屋市天白区野並 3-412-1D0!野並ビル 501



※駐車場に限りがあります。
満車時には近隣コインパー
キングをご利用ください。



ご予約はお電話で ☎ 052-990-3777

こんな
お悩み
ありま
せんか？

相続手続きについて

- 全ての相続手続きを各分野の士業に任せたい
- 何からやればいいか分からない
- 遺産分割がなかなか進まない
- 揉めていて諦めかけている手続きがある



各分野の士業が各種相続手続きをサポート・代行いたします。

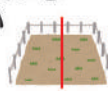
生前相続対策について

- 相続の生前対策は何をしてあげれば良いの？
- 遺言作成はしたほうが良いのか？
- 相続税ってどれくらいかかるの？

対策は元気なうちしかできません。
トラブルが起こる前に、事前の相談をご検討ください。

不動産相続について

- 維持・管理が難しい土地を所有している
- 利用予定のない土地を売却したい
- 実家が共有名義になっており、相続人間で話し合いが進まない



相続手続きから相続不動産の処分まで一括してサポートいたします。

認知症対策について

- 今後認知症になるかもしれない家族の財産管理はどうすれば良いのか？
- 成年後見と家族信託の違いは？
- 認知症になったら生前凍結するって本当？

家族信託や成年後見に詳しい士業のサポートを受け、適切に対策する事が重要です。

相談担当者はそれぞれの士業法の範囲内で業務を行います。

裏面もチェック▶

人生100年時代を生きる皆さまへ 相続登記が義務化されました！

相続から3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる場合があります。

このような
ケースがあるので、
『早めに』ご相談
することを
おすすめします！



ケース1

CASE1

相続手続きは複雑で手間・暇がかかり、大変な場合が多い

- 戸籍等の証明書類が県外に散らばっていて、集めるのが大変な場合がある。
- 不動産や有価証券の名義変更手続きが煩雑で大変だと感じる人が多い。
- 想定以上の相続税が発生し、納税資金捻出が大変だった。…など、相続が始まると大変なことが多々あります。

ケース2

CASE2

相続税がかかる相続の場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税等を納めなければなりません。



10ヶ月以内に【原則】現金で納める

ケース3

CASE3

今後、住む予定のない不動産を相続した場合

維持費(修復、管理など)、管理費用が掛かり、固定資産税(税金)を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税



相続人A



ケース4

CASE4

親・配偶者などが認知症になってしまった場合

- 所有者の銀行口座が凍結されてしまい生活資金を引き出せなくなる可能性がある。
- 所有者が施設に入所後、空家となった不動産の維持・管理が大変。
- 認知症になってしまうと想定外のリスクが起こってしまう可能性があります。



相続人A



親名義の不動産

売却が困難

相続に精通した各士業がお悩みを解決します！

※提携先士業事務所の資格者(一部)の紹介となります。
※ご希望はお聞きますが、担当者の指名はできません。
あらかじめご了承いただけますようお願いいたします。



弁護士
田口 博貴

愛知県弁護士会所属

弟は家を建てるときに父から資金を出してもらっていた、私は母のために仕事を辞めて母の介護をした。このような場合に遺産分割でどのように評価されるかご存知ですか。法律に従って相続や遺産分割するためには法律を知らなければなりません。多くの方は相続を初めて経験して分からないことばかりだと思います。ご不明点をご相談者の事情に合わせて分かりやすく説明致します。



行政書士
吉田 拓哉

愛知県行政書士会所属

「相続」はいつか必ず直面する問題です。しかしながら、義務教育では習わない分野であり、あまり身近には感じられない分野であるのが実情です。ただでさえ難しい相続にもかかわらず、相続登記の義務化の施行など、近年相続に関する法律が目まぐるしく変わろうとしております。不意のリスクを背負わないよう、一緒に考えていきましょう！



税理士
余語 眞二

東海税理士会所属

相続税は相続財産を評価し相続税を計算する税理士によって払うべき税金の額にかなりの差が出てきます。事前に相続税を試算することでどのように対策できるか、我々のチームで対応できることで安心して大事な財産を相続することができます。

ご予約はこちら



052-990-3777

受付時間9時～19時 土日・祝日も受付可能
お掛け間違いにご注意ください。

主催：みどり まごころあんしん相続相談所 〒458-0034 名古屋市緑区若田2丁目607番地